

和光市成人対象の集団健診業務委託公募型プロポーザル実施要領

I 事業内容

(1) 委託業務名

和光市成人対象の集団健診業務

(2) 事業の背景・目的

本事業は、各健（検）診を本人の希望で組み合わせて受診したいという市民ニーズに対応するため、健（検）診の予約から結果返却までの一連の手続を円滑に行い市民の利便性を高めた健（検）診を実施することを目的とします。

また、国民健康保険制度にて、市は保険者機能を推進し、医療費適正化や保健事業の充実に係る施策の積極的展開が求められています。和光市国民健康保険ヘルスプラン（和光市国民健康保険事業計画、和光市国民健康保険保健事業実施計画、和光市特定健診等実施計画）の主旨に基づき、生活習慣病やがん等の早期発見及び早期治療を図るとともに、健診結果及び必要な生活習慣改善の実践方法等を指導することで、現在の客観的な身体状況を本人が理解したうえで生活習慣改善に取り組めるよう支援し、メタボリックシンドロームの予防・改善や健康の保持・増進を図ることを目的とします。

本業務は、多様なニーズへの対応、業務遂行力が求められることから、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定します。

(3) 業務内容

和光市成人対象の集団健診業務は、以下のア～エを一括で実施するものとします。

ア 和光市国民健康保険集団健診（ドック）業務

イ 和光市集団健診業務

ウ 上記ア・イに係る特定保健指導業務

エ 和光市女性特有のがん検診業務

(4) 契約期間

契約締結日から令和11年3月31日を予定（長期継続契約を予定）

※長期継続契約の特約事項については「8 留意事項（7）」参照

(5) 委託料上限額

委託料上限額は400,000,000円（税込）以内とする。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。

2 応募資格

次の（1）～（15）の全てを満たす事業者でなければ応募できません。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）和光市競争入札参加資格を有する事業者である、もしくは、令和8年度入札参加資格を有するための手続きを完了していること。
- （3）契約時点で和光市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年要綱第17号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- （4）法人税、法人市民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。
- （5）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続きの申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続き開始の申立て又は、破産法（平成16年法律第75号）第18条に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- （6）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定によるもの）、又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体ではないこと。
- （7）和光市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成21年要綱第1

4号)別表(別紙1)の規定する者でないこと。

(8)医療法(昭和23年法律第205号)64条、64条の2の規定により営業の許可を取り消され、当該取り消しの日から起算して2年を経過していない法人でないこと。

(9)高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施する特定健康診査及び特定保健指導、和光市国民健康保険集団健診(ドック)実施要領、健康増進法・がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針等に沿って特定健診、特定保健指導及びがん検診を実施できること。

(10)健診業務に関する指導体制、社員の人材育成、安全管理体制、事故発生時の補償体制、社員が欠けた場合の即時サポート体制が確立されていること。

(11)社会保険診療支払基金に特定健診機関・特定保健指導機関としての登録を済ませ、機関番号を発行されていること。

(12)令和2年度以降、区市町村等の巡回健診の年間受診者数が2,000人以上の健康診断の実績があること。

(13)令和2年度以降、特定保健指導の年間実施者数が200件以上の実績があること。

(14)事業内容書の内容を熟知し十分に理解したうえで、本公募型プロポーザルに参加できること。

(15)実施事業者に選定された場合、市との契約内容について遅延なく確実に遂行できること。

3 業務委託実施までのスケジュール

公募及び選定は、次の日程で行います。

表1 スケジュール

内 容	スケジュール
公募要領の公開	令和7年10月1日(水)～
質問受付期間	令和7年10月1日(水)～10月15日(水)

質問回答期間	令和7年10月6日（月）～10月22日（水）
参加申込受付期間	令和7年10月20日（月）～10月31日（金）
企画提案書受付期間	令和7年10月20日（月）～11月21日（金）
第一次選考（書類審査）	令和7年11月下旬頃
第二次選考（プレゼンテーション）	令和7年12月中旬～下旬頃
受託事業者（予定者）決定	令和7年12月下旬頃
委託準備期間（見込み）	令和8年1月上旬～3月末
委託契約（見込み）	令和8年4月1日（水）

4 質問の受付【10月15日（水）×切】

本件に係る質問は、下記の方法で受付します。

ア 質問方法：電子メールのみ（電話、口頭での質問には回答しません）

イ 電子メールの件名：【法人名】和光市成人対象の集団健診業務質問

ウ その他：質問内容はメール本文に直接記載することとし、質問項目が複数ある場合には、質問ごとに番号を付してください。

5 提出書類

（1）プロポーザル参加申込【10月31日（金）×切】

ア 提出書類：参加申請書1部のほか、表2「プロポーザル参加申請に係る提出書」イ～カを提出してください。

イ 提出方法：持参又は郵送（消印有効）とします。郵送の場合は、当方から受領確認の連絡をします。連絡が無い場合は申し出てください。

ウ その他：イ～カは、下表提出書類の順に並べ、インデックスを貼り、A4縦方向左側に2穴パンチし、クリップに綴じて提出してください。1部は原本とし、他は副本可とします。

表2 プロポーザル参加申請に係る提出書類

	提出書類	使用する書式	提出部数
ア	和光市成人対象の集団健診業務委託公募型プロポーザル参加申請書	様式第1号	1部
イ	会社概要書 ※登記簿謄本（提出日3か月以内に発行されたもの）を添付すること	様式第2号	10部
ウ	国税・地方税の納税証明書 （直近2年分のもの）	様式自由	10部
エ	業務実施体制調書	様式第3号	10部
オ	類似業務実績調書 ※令和2年度から令和6年度までの健診実施人数、特定保健指導実施数をグラフや表にした資料を添付すること	様式第4号	10部
カ	各種がん検診のためのチェックリスト（検診実施機関用）（市抜粋）	様式第5号	10部

（2）企画提案書の提出【11月21日（金）×切】

ア 提出書類：表3「書類審査に係る提出書類」ア～カを提出してください。

イ 提出方法：持参又は郵送（消印有効）とします。郵送の場合は、当方から受領確認の連絡をします。連絡が無い場合は申し出てください。

ウ その他：下表の提出書類の順に並べ、インデックスを貼り、A4縦方向左側に2穴パンチし、A4フラットファイルに綴じてください。ファイルの表紙、背表紙に「和光市成人対象の集団健診業務委託企画提案書」と「法人名」を表記してください。1部は原本とし、他は副本可とします。

表 3 書類審査に係る提出書類

	提出書類	使用する書式	提出部数
ア	企画提案書 ※別紙 2「企画提案書作成要領」に則り企画提案書を 作成すること	様式自由	10 部
イ	業務工程表	様式自由	10 部
ウ	個人情報管理体制確認表	様式第 6 号	10 部
エ	参考見積書 ※内訳書を必ず添付すること。	様式第 7 号	10 部
オ	法人の決算書 (申請日の属する年度の前 2 事業年度分)	様式自由	10 部
カ	定款 (最新のもの)	様式自由	10 部

6 企画提案にあたっての考え方

別添の「和光市国民健康保険集団健診業務仕様書」、「和光市集団健診業務委託仕様書」及び「和光市女性特有のがん検診業務委託仕様書」に示すイメージ、参加者規模、スケジュール等を理解したうえでの企画提案を求めます。

委託にあたっては、次の(1)～(5)を求めます。特に、特定保健指導については、終了率のみならず次年度の健診結果における階層化の改善に主眼を置いた継続的な成果を求めます。なお、健診の詳細は、委託契約締結の際に提案内容を踏まえ別途協議を行い、決定します。

(1) 業務遂行力

(2) 集団健診に対する市民のニーズに迅速に応じ市民の満足度の向上を推進する力

- (3) 異なる集団健診を包括的に安定して業務を提供できる実施体制
- (4) 質と費用対効果のバランスの高さを重視した企画提案
- (5) 問題が生じた際に即時対応及び改善する力

7 選定方法

本業務については、市が設置するプロポーザル選定委員会において、以下の審査を経て選定します。

(1) 第一次審査（書類審査）

参加資格の確認及び提出された企画提案書に基づく書類審査を実施します。ただし、参加者が5社以下の場合には第一次審査を省略し、第二次審査を実施します。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション）

第一次審査で提出された企画提案書に基づき、特に重視する点や協調する点等について、プレゼンテーションを実施し、優先交渉権者1者を選考します。プレゼンテーションへの出席者は3名以内としてください。第二次審査の詳細は、第一次審査通過者に対して通知します。

審査の結果は参加者全員に対して文書にて通知します。また、市ホームページで公表します。

(3) 審査基準

審査に当たっては企画提案内容、業務遂行力、業務実施体制、見積額等に基づき、総合的に評価します。

8 留意事項

- (1) 参加申請に係るすべての費用（企画提案書の作成やプレゼンテーションなどに要する費用）は、参加者の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とします。

(3) 提案の失格

次の各号いずれかに該当する申込は失格とします。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- エ 本実施要領の規定に従っていないもの。
- オ 文字の判読が困難又は文意が不明であるもの。
- カ 民法第90条（公序秩序）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合。

(4) 提出された書類等の取扱い

- ア 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。
- イ 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しません。
- ウ 提案書等の著作権は、受託事業者の予定者が決定するまでの間は応募者に帰属するものとします。
- エ 市は、提出書類を和光市情報公開条例（平成12年条例第48号）による公文書として取り扱い、同条例による開示請求があった場合は、個人のプライバシーや企業秘密などの不開示情報に該当する部分を除き、開示するものとします。

(5) 「和光市成人対象の集団健診業務」について、当初想定した受診者数に達しない場合に発生する費用については、市は責任を負いません。

(6) 市が認める場合を除き、事業者が参加者から本事業に係る金銭の徴収をすることはできません。

(7) 本事業は、令和8年度当初予算の成立を前提として実施するものです。そのため、

令和８年度当初予算が成立しなかった場合には、同プロポーザルに係る費用の負担を含め市は責任を負いません。また、本事業の契約は長期継続契約を予定しておりますが、契約期間中であっても、契約締結をした翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

９ 書類提出先・お問い合わせ

〒３５１－０１０６ 和光市広沢１－５－５１

和光市健康部健康支援課健康づくり担当（健康増進センター内）

電 話 ０４８－４２４－９１２８

電子メール d0401@city.wako.lg.jp

受付時間 平日午前９時～午後５時

和光市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱

平成 8 年要綱第 7 号

改正 平成 18 年要綱第 23 号

改正 平成 21 年要綱第 14 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の契約の適正な履行を確保するため、有資格業者又は有資格業者の役員等が暴力団関係者であること又は暴力団関係業者を利用していることなどが判明した場合における入札参加除外等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の契約 市が一般競争入札又は指名競争入札その他の方法により発注する次の契約をいう。
 - ア 建設工事の請負、建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託、道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務の委託（以下「建設工事等」という。）
 - イ 物品の製造の請負、買入れ、修理又は売り払い、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、建築物の管理に関する業務、催物、映画及び広告の企画・作成並びにその他の業務の委託（以下「物品の買入れ等」という。）
- (2) 有資格業者 和光市の建設工事等及び物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有する者をいう。
- (3) 有資格業者の役員等 有資格業者が法人の場合は役員（非常勤役員を含む。）並びに支配人及び支店又は営業所の代表者、個人の場合は支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。
- (4) 使用人 有資格業者に雇用される者で前号以外のものをいう。
- (5) 暴力団 その団体の構成員が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (6) 暴力団関係者 暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。
- (7) 暴力団関係業者 暴力団と関係を有する有資格業者をいう。

(入札参加除外)

第3条 市長は、有資格業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、その情状に応じ当該措置要件について同表に定める期間又はその範囲内において、当該有資格業者を入札から除外するものとする。

2 市長は、有資格業者のうちの共同企業体及び官公需適格組合の証明を受けた中小企業

等協同組合（以下「組合等」という。）を前項の規定により入札から除外するときは、当該組合等の構成員のうちの有資格業者についても、当該組合等の入札から除外される期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札から除外するものとする。

3 市長は、組合等の構成員のうちの有資格業者を第1項の規定により入札から除外するときは、当該組合等についても、当該有資格業者の入札から除外される期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札から除外するものとする。

4 市長は、有資格業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められる事案の発覚後、入札参加除外決定までの間に同表に掲げる措置要件のいずれかに該当する役員等を変更した場合についても、当該措置要件について同表に定める期間又はその範囲内で情状に応じて定める期間、当該有資格業者を入札から除外するものとする。

（入札参加除外の特例）

第4条 有資格業者が一つの事案により別表に掲げる措置要件の二以上に該当することとなった場合における入札参加除外の期間は、当該措置要件ごとに別表に規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ入札参加除外の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が過去に別表各号の措置要件に係る入札参加除外を受け、新たに別表各号の措置要件の一に該当することとなったときの入札参加除外の短期は、当該措置要件について別表に規定する短期の2倍の期間とする。

3 和光市の指名停止の期間中又は当該期間の満了後5年を経過するまでの間に、それぞれ別表各号の措置要件の一に該当することとなったときの入札参加除外の期間の短期は、当該措置要件について別表に規定する短期の2倍とする。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表に規定する期間又は第1項の規定による入札参加除外の期間の長期を超える入札参加除外の期間を定める必要があるときは、別表又は第1項の規定にかかわらず、入札参加除外の期間の長期を別表又は第1項に規定する期間の長期の2倍の期間まで延長することができる。

5 市長は、入札参加除外の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表又は前各項に規定する期間の範囲内で入札参加除外の期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったときは、当該有資格業者について入札参加除外を解除するものとする。

（入札参加除外の通知）

第5条 市長は、第3条の規定により入札参加除外の措置を行ったときは、当該有資格業者に対し、入札参加除外通知書（別記様式）により通知するものとする。ただし、市

長が通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、通知を省略することができる

(随意契約からの除外)

第 6 条 市長は、入札参加除外期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

(下請負等の禁止)

第 7 条 市長は、入札参加除外期間中の有資格業者への下請負又は再委託を承認してはならない。

(妨害の際の措置)

第 8 条 市長は、契約の相手方から、当該契約の履行に関し暴力団関係者により妨害を受けた旨の申し出を受けたときは、警察への被害届の提出を指導するとともに、当該契約の相手方に対し工程等の調整、履行期間の延長等の必要な措置を講じるものとする。

(関係機関への協力要請)

第 9 条 市長は、この要綱に基づく措置を実効あるものにするため、関係官公庁及びその他の機関の積極的な協力を要請するものとする。

(所轄警察署との連携)

第 10 条 市長は、所轄警察署との密接な連携のもとに別表の措置要件に該当すると思われる情報提供があったときは、所轄警察署の参加を求め、当該情報の事実確認を行うものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 24 日から施行する。

別表（第 3 条、第 4 条及び第 10 条関係）

措 置 要 件	期 間
1 有資格業者又は有資格業者の役員等が暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が有資格業者の経営に事実上参加しているとき。	当該認定をした日から 12 月を経過し、かつ、 改善されたと認められるまで
2 有資格業者又は有資格業者の役員等が自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき	当該認定をした日から 6 月以上 12 月以内
3 有資格業者又は有資格業者の役員等が暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。	当該認定をした日から 4 月以上 12 月以内
4 有資格業者又は有資格業者の役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。	当該認定をした日から 2 月以上 9 月以内
5 有資格業者又は有資格業者の役員等が暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。	当該認定をした日から 2 月以上 9 月以内
6 有資格業者又は有資格業者の役員等若しくは使用人が業務に関し、暴行、威圧する言動その他の不当な手段により、違法な行為を行ったとして暴行等により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 市内で行われたもの (2) 県内（(1)を除く。）で行われたもの (3) 県外で行われたもの	逮捕又は公訴を知った 日から 12 月 9 月 6 月

企画提案書作成要領

国保集団健診、和光市集団健診、女性特有のがん検診業務における企画提案として、下記項目に沿って作成をお願いします。この項目以外に提案事項がある場合は追加で記載してください。なお、3年間で段階的に取り組む予定の内容がある場合は、各年度の取り組み内容を記載してください。様式は自由です。目次を作成し、和光市成人対象の集団健診業務委託公募型プロポーザル実施要領5（2）のとおり提出してください。

(1) 予約業務体制、市民が円滑に予約できるための取り組み

電話予約、ウェブ予約それぞれについて、円滑に予約ができる予約方法、体制に加え、予約における不具合や市民からのご意見に対する即時対応体制について記載してください。

(2) 待ち時間短縮、利便性向上のための取り組み

(3) 継続受診の動機付け及び継続受診率の向上に向けた取り組み

(4) 特定保健指導の実施体制、利用率の向上、目標達成のための取り組み

目標達成のための取り組みにおける目標値は集団健診・国保集団健診の仕様書を確認してください。

(5) 結果説明会への出席を促すための取り組み

(6) 事故やクレームへの対応

事例内容、その時の対応、リスク低減策を事例ごとに記載してください。

(7) 危機管理体制

健診当日の検診車不具合が生じた場合、スタッフ（医師、専門職、事務）が体調不良等により当日従事できなくなった場合等、健診実施が危機的状況となった場合に健診を確実に実施するための対応策、予防策を記載してください。

(8) 防犯対策

健診時における不審者対応や暴力・暴言等を行った方への対応について記載してください。

(9) 再委託先の管理体制、方法

各再委託先について管理体制やその方法について記載してください。

(10) 自社内の運用体制

組織図、本業務の担当窓口を明示してください

(11) 創意工夫・自社の強み

(12) コスト最適化に向けた取り組み

事例内容、その時の対応、リスク低減策を事例ごとに記載してください。